

別記

(A4)

様式第四号(第十三条関係)

(第一面)

変更許可申請書

下記事項について変更しましたので、不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、許可申請書を提出します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

____年____月____日

金融庁長官
国土交通大臣 殿
知事

申請者 商号又は名称
本店所在地

代表者氏名
電話番号

変更申請事務
担当者名
電話番号
メールアドレス

許可番号

第

号

記

◎ 変更区分

- ☐1. 法第8条第1項第1号に該当
- ☐2. 法第8条第1項第2号に該当
- ☐3. 法第8条第1項第3号に該当

◎ 事務所の新設・廃止・移転の区分

- ☐1. 事務所の新設
- ☐2. 事務所の廃止
- ☐3. 事務所の移転

◎ 廃止する事務所又は移転前の事務所

事務所の別	
事務所の名称	
所在地	
電話番号	

(第二面)

◎ 事務所に関する事項

事務所の別	
事務所の名称	
所在地	
電話番号	

◎ 不動産特定共同事業法施行令(平成6年政令第413号)第4条で定める使用人に関する事項

フリガナ氏名	
住所	

◎ 法第17条第1項に規定する者に関する事項

登録番号	第 号 ー	
フリガナ氏名		
住所		

登録番号	第 号 ー	
フリガナ氏名		
住所		

(第三面)

不動産特定共同事業に係る業務の方法

(第四面)

◎ 役員の兼職状況

[illegible]

(第五面)

電子取引業務を遂行するための体制

記載要領

1 各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ―(ダッシュ)で区切り、記入すること。

(記入例)03―5253―8111

②1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2 第一面関係

①「許可番号」の欄には、許可権者について下表により該当する者を記入するとともに、許可番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣 国土交通大臣 北海道知事 青森県知事 岩手県知事 宮城県知事 秋田県知事 山形県知事 福島県知事 茨城県知事 栃木県知事	群馬県知事 埼玉県知事 千葉県知事 東京都知事 神奈川県知事 新潟県知事 富山県知事 石川県知事 福井県知事 山梨県知事 長野県知事	岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事 三重県知事 滋賀県知事 京都府知事 大阪府知事 兵庫県知事 奈良県知事 和歌山県知事 鳥取県知事	島根県知事 岡山県知事 広島県知事 山口県知事 徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事 福岡県知事 佐賀県知事 長崎県知事	熊本県知事 大分県知事 宮崎県知事 鹿児島県知事 沖縄県知事
---	--	--	---	--

②「事務所の別」の欄には、「本店」又は「支店」(商人以外の者にあつては、「主たる事務所」又は「従たる事務所」)の別について記入すること。

3 第二面関係

①第二面は、事務所ごとに作成すること。

②「事務所の別」の欄には、「本店」又は「支店」(商人以外の者にあつては、「主たる事務所」又は「従たる事務所」)の別について記入すること。

③「登録番号」の欄には、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第18条の規定により登録を受けた登録番号を記入すること。この際、登録を受けている都道府県知事については、下表により該当する都道府県知事を記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の一(ダッシュ)の後ろに「1」を記入すること。

(記入例)

東京都知事	第	000100	号	—
-------	---	--------	---	---

[東京都知事登録第000100号の場合]

青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事	北海道知事(空知)
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事	北海道知事(上川)
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事	北海道知事(留萌)
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事	北海道知事(宗谷)
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事	北海道知事(オホ)
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事	北海道知事(胆振)
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	北海道知事(石狩)	北海道知事(日高)
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	北海道知事(渡島)	北海道知事(十勝)
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	北海道知事(檜山)	北海道知事(釧路)
埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事	北海道知事(後志)	北海道知事(根室)

4 第三面関係

業務の運営に関する基本原則、業務の種別及び内容、業務執行の方法、利害関係人との取引に係る手続等、不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

5 第四面関係

「事業の種類」については、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類による業種を記載すること。

6 第五面関係

電子取引業務を遂行するための体制として、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。